

# 松茂町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 松 茂 町

事 業 名 : 農 業 集 落 排 水 事 業

策 定 日 : 平 成 30 年 3 月

計 画 期 間 : 平 成 30 年 度 ~ 平 成 39 年 度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	長岸処理区:平成7年度 (22年) 中喜来処理区:平成10年度 (19年) 北川向処理区:平成13年度 (16年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適
処理区域内人口密度	長岸処理区:18.0人/ha 中喜来処理区:14.4人/ha 北川向処理区:7.3人/ha 3処理区計:10.4人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	3処理区		
処 理 場 数	3処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況	無		

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	供用開始当初は、3,150円の定額制でスタートし、平成21年4月の公共下水道の一部供用開始に合わせ、基本料金を13m <sup>3</sup> までが1,500円、超過分として1m <sup>3</sup> 当たり150円の一部従量制の限度額3,150円に変更。平成26年4月の消費税率変更に伴い、基本料金を1,540円、超過分を154円、限度額を3,234円に変更。平成28年4月から限度額を廃止し、完全従量制に変更。		
業務用使用料体系の 概要・考え方	供用開始当初は、5,250円の定額制でスタートし、平成21年4月の公共下水道の一部供用開始に合わせ、基本料金を13m <sup>3</sup> までが1,500円、超過分として1m <sup>3</sup> 当たり150円の一部従量制の限度額5,250円に変更。平成26年4月の消費税率変更に伴い、基本料金を1,540円、超過分を154円、限度額を5,390円に変更。平成28年4月から限度額を廃止し、完全従量制に変更。		
その他の使用料体系の 概要・考え方	無		
条例上の使用料 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度 2,618円 平成27年度 2,618円 平成26年度 2,618円	実質的な使用料 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度 2,734円 平成27年度 1,667円 平成26年度 1,627円

③ 組織

職 員 数	公共下水道との兼任2人（管理職:1人、一般職:1人）
事業運営組織	管理担当として、公共下水道との兼任が2人

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	3処理区を一括して施設の維持管理、汚泥清掃、敷地内の樹木管理業務等の外部委託を行っています。また、水道事業と合わせた使用料の徴収業務の委託を行っています。
	イ 指定管理者制度	水道事業と合わせた使用料の徴収業務委託を行っているため、未検討。
	ウ PPP・PFI	水道事業と合わせた使用料の徴収業務委託を行っているため、未検討。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	各処理施設共小規模のため、未検討。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	遊休地、遊休施設がないため、未検討。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析：別紙のとおり

<p>平成28年度「経営比較分析表」を添付しています。</p>
---------------------------------

## 2. 経営の基本方針

### 【計画的な事業執行】

老朽化対策として、今後の処理場の設備機器の更新計画を立て、事業を継続的かつ安定的に行っていきます。

### 【効率的な事業執行】

水道事業と合わせた使用料の徴収業務の委託により効率的に事業を行っていきます。

### 【接続の促進】

接続率の悪い中喜来処理区と北川向処理区を重点的に接続率の向上を図ります。

### 【適正な財源確保】

水洗化率の向上に努めることにより、安定的な使用料収入の確保に努めていきます。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

### 【処理場】

北川向処理場の増設用地取得については、明確な機能改善計画(計画期間は5年程度)を作成することにより、補助事業として実施できるが、当初の事業採択をされた条件と合致している必要がある。

② 収支計画のうち財源についての説明

### 【収益的収入】

使用料収入については、加入者で未接続の方に対して、地道に接続していただけるよう呼び掛け、接続率の向上を目指し、安定した有収水量を確保し、他会計繰入金金の減少に努めます。

### 【資本的収入】

資本的投資に係る財源については、使用料収入が営業費用に満たないため、一般会計からの繰入金を充当します。



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

施設の維持管理については、各施設における各種機器の更新を計画的に行い、経費の平準化に努めます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	無
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画を作成することにより、それに基づいた機器の更新を行い、費用の平準化に努めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	無
その他の取組	無

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成28年度から完全従量制に料金体系を移行したため、使用料の見直しをする計画はなく、接続率を向上させることにより、使用料収入の確保に努めます。
資産活用による収入増加の取組について	遊休状態のものがなく、検討していません。
その他の取組	無

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	3処理区を一括して、施設の維持管理、汚泥清掃、樹木管理業務等は、民間に委託しており、今後も継続して行きます。
職員給与費に関する事項	無
動力費に関する事項	運転方法や管理方法、供給電力種別の見直しにより、可能な経費削減を行っていきます。
薬品費に関する事項	無
修繕費に関する事項	各施設の機器の現状を把握し、更新計画の作成などを行い、計画的な修繕に努めます。
委託費に関する事項	ストックマネジメント計画を作成し、それに基づき適正な維持管理が低コストでできるように検討して行きます。
その他の取組	無

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、計画と実績との乖離がないかの事後検証を行い、必要があれば見直しをしていきます。
---------------------	---

# 経営比較分析表（平成28年度決算）

徳島県 松茂町

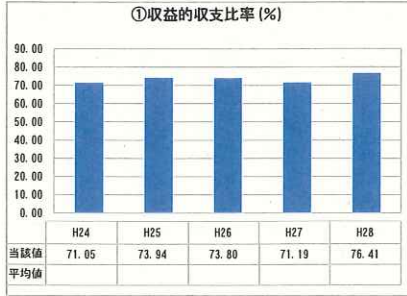
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金 (円)
-	該当数値なし	10.55	100.00	2,618

人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
15,349	14.24	1,077.88
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
1,611	1.20	1,342.50

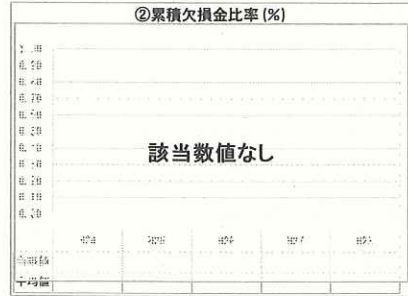
**グラフ凡例**

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 平成28年度全国平均

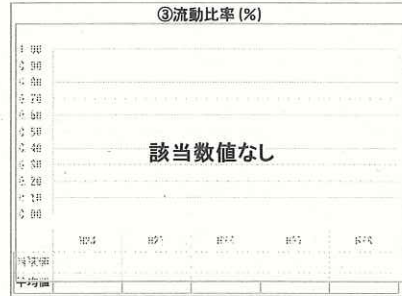
## 1. 経営の健全性・効率性



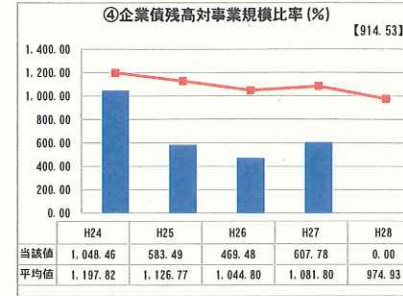
「単年度の収支」



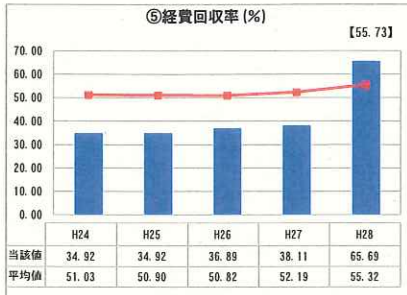
「累積欠損」



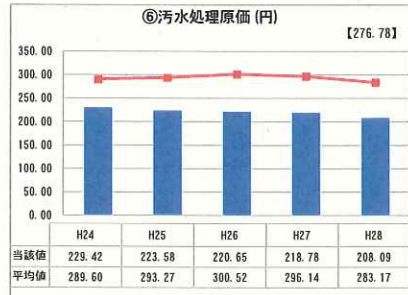
「支払能力」



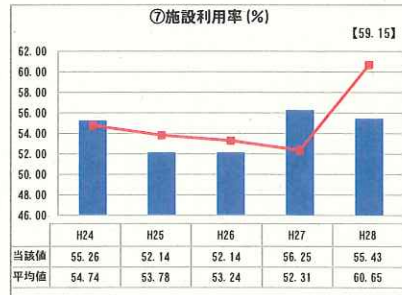
「債務残高」



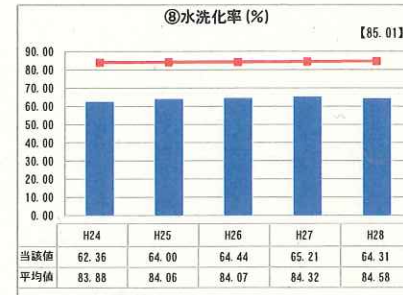
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

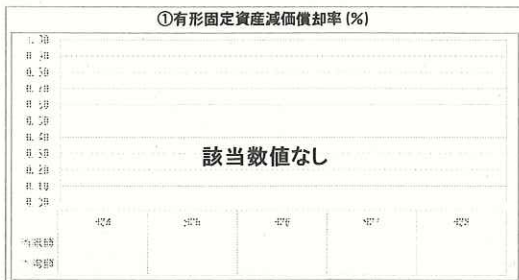


「施設の効率性」

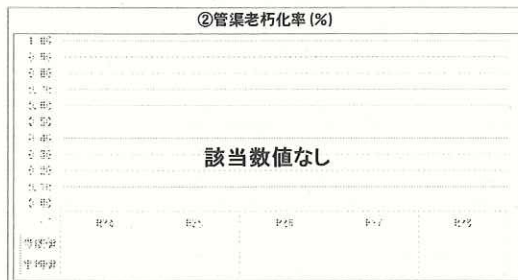


「使用料対象の捕捉」

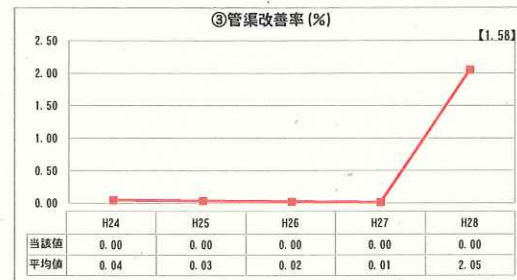
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率が100%を下回っており、単年度の収支が赤字であるのは、農業集落排水への加入率が伸び悩んでおり、使用料と維持管理費等の収支がアンバランスであることが原因といえる。また、使用料では、従来の維持管理費さえ賄いきれていないため、一般会計からの繰入金での対応となっている。

### 2. 老朽化の状況について

農業集落排水汚水処理場や中継ポンプ場の故障や取替にかかる修繕費は年々増加してきているが、管渠に関しては、更新や修繕は行っていない。今後、初期に整備済みの区域については更新計画が必要となってくる。

### 全体総括

収益的収支比率が100%を下回っているが、平成28年度から、農業集落排水使用料金の算定方法がこれまでの定額制（一部従量制）から完全従量制に改正したため、使用料収入が増加した。このことにより収益的収支比率は上昇し、経費回収率は全国平均を上回った。今後は加入率を上げることによりさらに使用料収入を増やし、一般会計からの財政依存を減らしていく必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成24年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。



投資・財政計画

(単位:千円、%)

区分		年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	
		(決算)	(決算)												
収益的 収入	1	総 収 益 (A)	80,519	83,914	76,294	75,821	76,109	75,508	73,922	71,291	68,199	60,376	56,889	49,382	
	(1)	営 業 収 益 (B)	16,299	16,819	16,599	16,751	16,904	17,057	17,209	17,362	17,514	17,667	17,820	17,972	
		ア 料 金 収 入	16,295	16,817	16,597	16,749	16,902	17,055	17,207	17,360	17,512	17,665	17,818	17,970	
		イ 受託工事収益 (C)													
		ウ そ の 他	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	(2)	営 業 外 収 益	64,220	67,095	59,695	59,070	59,205	58,451	56,713	53,929	50,685	42,709	39,069	31,410	
		ア 他 会 計 繰 入 金	64,220	67,095	59,695	59,070	59,205	58,451	56,713	53,929	50,685	42,709	39,069	31,410	
		イ そ の 他													
	収益的 支出	2	総 費 用 (D)	43,735	46,093	37,402	35,831	34,990	33,228	31,617	29,849	28,295	26,702	25,490	24,397
		(1)	営 業 費 用	24,807	28,668	21,522	21,536	22,321	22,228	22,321	22,228	22,321	22,228	22,321	22,228
			ア 職 員 給 与 費												
			ウ ち 退 職 手 当												
			イ そ の 他	24,807	28,668	21,522	21,536	22,321	22,228	22,321	22,228	22,321	22,228	22,321	22,228
		(2)	営 業 外 費 用	18,928	17,425	15,880	14,295	12,669	11,000	9,296	7,621	5,974	4,474	3,169	2,169
		ア 支 払 利 息	18,928	17,425	15,880	14,295	12,669	11,000	9,296	7,621	5,974	4,474	3,169	2,169	
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
		イ そ の 他													
3		収 支 差 引 (A)-(D) (E)	36,784	37,821	38,892	39,990	41,119	42,280	42,305	41,442	39,904	33,674	31,399	24,985	
資本的 収入	1	資 本 的 収 入 (F)	25,191	25,330	25,802	26,289	26,786	27,294	27,665	28,150	28,343	28,504	18,225	15,545	
	(1)	地 方 債													
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
	(2)	他 会 計 補 助 金	24,940	25,328	25,800	26,287	26,784	27,292	27,663	28,148	28,341	28,502	18,223	15,543	
	(3)	他 会 計 借 入 金													
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5)	国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金													
	(6)	工 事 負 担 金	250	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	(7)	そ の 他	1												
	資本的 支出	2	資 本 的 支 出 (G)	62,120	63,480	64,694	66,279	67,905	69,574	69,970	69,592	68,247	62,178	49,624	40,530
		(1)	建 設 改 良 費												
			ウ ち 職 員 給 与 費												
		(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	61,646	63,151	64,694	66,279	67,905	69,574	69,970	69,592	68,247	62,178	49,624	40,530
		(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4)		他 会 計 へ の 繰 出 金	474	329	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5)	そ の 他														
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 36,929	△ 38,150	△ 38,892	△ 39,990	△ 41,119	△ 42,280	△ 42,305	△ 41,442	△ 39,904	△ 33,674	△ 31,399	△ 24,985		

## 投資・財政計画

(単位:千円、%)

区分	年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
	(決算)	[決算]	(決算)	[決算]										
収支再差引(E)+(I)	(J)		△ 145	△ 329	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金(K)														
前年度からの繰越金(L)			474	329	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金(M)														
型式収支(J)-(K)+(L)-(M)	(N)		329	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源(O)														
実質収支黒字(P)			329	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O)	赤字(Q)													
赤字比率	$(\frac{Q}{(B)-(C)}) \times 100$													
収益的収支比率	$(\frac{A}{(D)+(H)}) \times 100$		76	77	75	74	74	73	73	72	71	68	76	76
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額(R)														
営業収益 - 受託工事収益(B)-(C)	(S)		16,299	16,819	16,599	16,751	16,904	17,057	17,209	17,362	17,514	17,667	17,820	17,972
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額不足額(T)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額(U)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模(V)														
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$													
他会計借入金残高(W)														
地方債残高(X)			762,336	699,187	634,493	568,214	500,309	430,735	360,763	291,171	222,924	160,746	111,122	70,592

## ○他会計繰入金

区分	年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度
	(決算)	[決算]	(決算)	[決算]										
収益的収支分			64,220	67,095	59,395	59,070	59,205	58,451	56,713	53,929	50,685	42,709	39,069	31,410
うち基準内繰入金			62,287	55,221	54,720	54,208	53,686	53,153	52,609	52,053	50,685	42,709	39,069	31,410
うち基準外繰入金			1,933	11,874	4,675	4,862	5,519	5,298	4,104	1,876				
資本的収支分			24,940	25,328	25,800	26,287	26,784	27,292	27,663	28,148	28,341	28,502	18,223	15,543
うち基準内繰入金			24,862	25,327	25,800	26,287	26,784	27,292	27,663	28,148	28,341	28,502	18,223	15,543
うち基準外繰入金			78	1										
合計			89,160	92,423	85,195	85,357	85,989	85,743	84,376	82,077	79,026	71,211	57,292	46,953